

# 庄川流域懇談会運営方針

## 1. 懇談会の公開について

懇談会については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については懇談会において検討を行うものとする。

### ■庄川流域懇談会における公開の考え方

#### 【事前案内について】

懇談会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の方には富山河川国道事務所ホームページ等を活用して事前案内する。

#### 【公開について】

- 1) 懇談会は原則として公開とする。
- 2) プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は懇談会が行う。なお、非公開により懇談会を運営するときは、報道関係者及び一般傍聴者に退席してもらい実施する。

#### 【公開に対する対応について】

- 1) 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。  
なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般傍聴者とする。
  - ①会場の都合により事前に人数制限を告知する。
  - ②傍聴にあたっては、会議の運営を速やかに行うため、座長の指示に従うこととする。
- 2) 撮影（テレビカメラ・カメラ）は議事に入ってからのご遠慮頂くものとする。
- 3) 懇談会の資料は報道関係者及び一般傍聴者に配布する。
- 4) 懇談会での発言は委員と事務局のみとする。懇談会の席上では、報道機関、一般傍聴者からの意見、質問等は受け付けない。
- 5) 議事要旨は各委員に確認して頂いた上で、富山河川国道事務所ホームページ等で公開する。

## 2. 委員以外の分野の専門家に意見を聴くことについて

懇談会規約第5条組織第2項に明記。

(組織等)

第5条 懇談会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 懇談会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることが出来る。

## 3. 懇談会に対する意見について

意見の取扱いについて

懇談会宛に寄せられた意見のうち、河川整備計画策定に関する意見は懇談会に報告するものとし、それ以外（河川整備基本方針、他河川に関するもの等）は事務局で対応する。